



2022年 2 月 10 日

各 位

上場会社名	キクカワエンタープライズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 菊川 厚
(コード番号	6346 東証・名証各第 2 部)
問合せ先責任者	取締役総務部長 一色 隆則 (0596-21-2130)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給及び譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、これらに関する議案を2022年6月開催予定の第141期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

－ 記 －

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、後記2.に規定する本制度の導入に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本株主総会の終結の時をもって廃止いたします。

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役につきましては、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、またその支給の時期につきましては、対象となる各取締役の退任時とする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬とし

て支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2017年6月29日開催の第136期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認をいただいております。本株主総会では、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

詳細につきましては、確定次第、別途お知らせいたします。

以 上